

# 「銀行カードローン検査 中間とりまとめ」の概要

## ベスト・プラクティスの追求に向けた 創意工夫の発揮に期待

金融庁は2017年9月以降、銀行カードローンについて検査を実施し、1月26日に「中間とりまとめ」を公表した。「中間とりまとめ」においては、各金融機関が銀行カードローン業務に関する課題・問題点を見直し、業界全体の業務運営水準を引き上げるために、検査時の着眼点ごとに最低期待する事項のほか、一部に好事例と考える取組みを示している。各金融機関においては「中間とりまとめ」を参考に、銀行カードローン業務に関する課題・問題点を見直すだけでなく、ベスト・プラクティスの追求に向けた多様な創意工夫の発揮を期待したい。

金融庁 総務企画局 参事官  
(金融機関モニタリング総括・マクロブルーデンス担当)

屋敷 利紀



### 貸金業法改正以降の 消費者向け貸付の現状

多重債務問題の深刻化を受けて、2006年に貸金業法が改正され、10年に完全施行となった。これにより、年収の3分の1を超える貸付を禁止する総量規制が導入され、法成立後10年間で多重債務者数の減少等、一

定の効果が見られている。

貸金業法改正による規制の強化等により、貸金業者による消費者向け貸付残高は大幅に減少した一方、国内銀行のカードローン等残高は12年以降、増加傾向にある(図表1)。

こうした中、近時、銀行のカードローン業務について、顧客が低金利で多額の借入れが容易に可能であると誤認するような

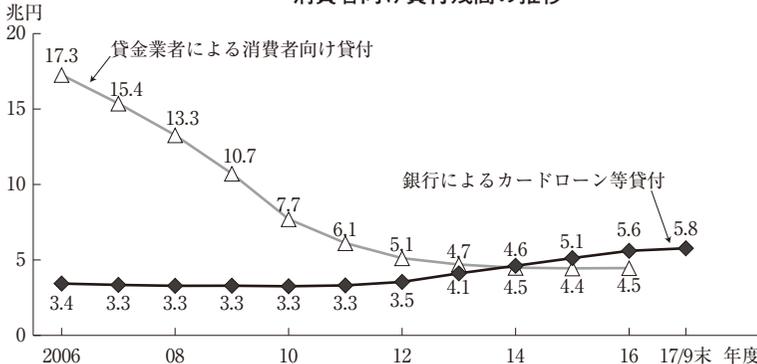
広告・宣伝がなされている、顧客の返済能力を上回る過剰な貸付が行われている、多くの銀行が貸金業者による保証審査に依存しているながら総量規制の対象となっておらず、実質的に貸金業法の潜脱となっている——などの批判が聞かれた。なお、貸金業者による保証を付した銀行の個人向け貸付については、総量規制など貸金業法の適用はな

いものの、当庁では、銀行に対しても監督指針において、改正貸金業法における多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた態勢整備を促してきた。

16年10月以降、当庁が銀行等にヒアリングしたところ、年収証明書等に基づくチェックが十分に働いていないのではないか、銀行が保証会社の審査に依存し、

# 銀行カードローン検査 中間とりまとめ

〔図表1〕 国内銀行によるカードローン等残高と貸金業者による消費者向け貸付残高の推移



(注) 「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。  
(出所) 貸金業関係資料集(金融庁) および日本銀行資料をもとに金融庁作成。

過剰な貸付防止の観点から融資限度額管理が十分に機能していないのではないか、顧客属性の変化の把握や途上管理等が十分ではないか、といった課題・問題点が把握された。このため、当庁では銀行や全国銀行協会との間で改善に向けた議論を重ね

## 銀行界の自主的取組みと金融庁の検証結果

全国銀行協会は銀行による消費者向け貸付について、改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施および審査態勢等の整備を徹底するため、17年3月に「銀行による消費者向け貸付に係る申し合わせ」(以下、申し合わせ)を公表した。その中で、各銀行は、①配慮に欠けた広告・宣伝の抑制、②年収証明書不要限度額の引下げ等により、返済能力を正確に把握、③自行・他行・貸金業者による貸付を勘案して返済能力を確認、④年収に対する借入額の比率を意識した代弁率のコントロールを行い、多重債務者の増加を抑止。審査

目線に関して保証会社と深度ある協議を実施、⑤貸付実施後における顧客の信用状況の変動を把握——といった取組みに努めるとされている。

当庁では融資審査の厳格化徹底を促し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくため、17年9月以降、銀行カードローン残高の多い銀行を中心に12行(17年12月末時点で、残高全体の約6割をカバー)に対して検査を実施した。

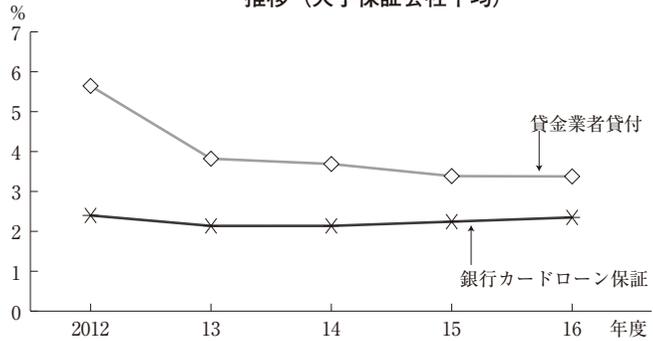
主な着眼点は、(1)保証会社の審査に過度に依存していないか、(2)過剰貸付を防止する態勢、すなわち、年収証明書の取得や融資上限枠の設定などがなされているか、(3)融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか、(4)配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか、(5)営業店や行員に対する業績評価体系(営業店や行員に過度なノルマを与えていないか)——の5点である。その結果、以下の状況が判明した。

- 保証会社の審査への過度な依存**  
申し合わせ以前は検査対象12行中9行が保証会社の審査に依存していたが、申し合わせ後に9行中6行が独自の審査モデルを整備するなど改善を進めている。残る3行も検査で改善を促したことから、独自の分析を通じた審査基準の作成等を検討している。
- 審査にあたっては、保証会社の保証諸否の結果や信用情報機関の情報に依存することなく、自ら保有する顧客情報等を活用して顧客の返済能力を適切に判断する態勢や、銀行が主体的に保証会社と協議し、年収債務比率と代弁率の相関関係等を継続的に検証する態勢を整備することが重要である。**
- 過剰な貸付を防止するための融資審査態勢**  
融資審査においては、年収証明書や銀行が保有する顧客情報等を活用して、借入申込額に対して顧客が返済能力を有していることを確認し融資限度額を設定するなど、適切な審査態勢を整備することが重要である。
- 年収証明書の取得基準**  
貸金業法では融資額が50万円を超える年収証明書の提出を求めることになっているが、申

②融資上限枠の設定

し合わせ前は12行すべてにおいて、新規融資実行時の融資額（極度額、以下同じ）が200万〜500万円超の場合を年収証明書の取得基準としていた。申し合わせ後は、11行が取得基準を50万円超に引き下げており、残る1行も、検査で改善を促したことから、50万円超へ引き下げた。

〔図表2〕 銀行カードローン・貸金業者貸付別の貸倒損失率の推移（大手保証会社平均）



(注) 貸倒損失率  
 銀行カードローン保証 = 貸倒損失額 / (信用保証残高 + 求償債権残高 + 破産更生債権残高)  
 貸金業者貸付 = 貸倒損失額 / (営業貸付金残高 + 破産更生債権残高)

12行中11行では、融資額を年収の一定範囲に抑える融資上限枠を設定している。大手保証会社における銀行カードローンと貸金業者貸付の貸倒損失率を比較したところ、銀行カードローンの貸倒損失率が相対的に低くなっている。銀行カードローンでは、貸金業者貸付と比べてより高い返済能力を有する顧客が多い可能性がうかがえる(図表2)。

融資上限枠の設定について、申し合わせ前は各行まちまちの対応であったが、申し合わせ後は12行中7行が他行等の借入額を含めて年収の2分の1以下の制限を設けている。そのうち1行では、生活維持費を考慮して、上限額をさらに抑制している事例が確認されたが、これは他行の模範となるような好事例と考えている。また、他行融資を勘案した上限枠を設けていないなどの5行では、他行融資も勘案

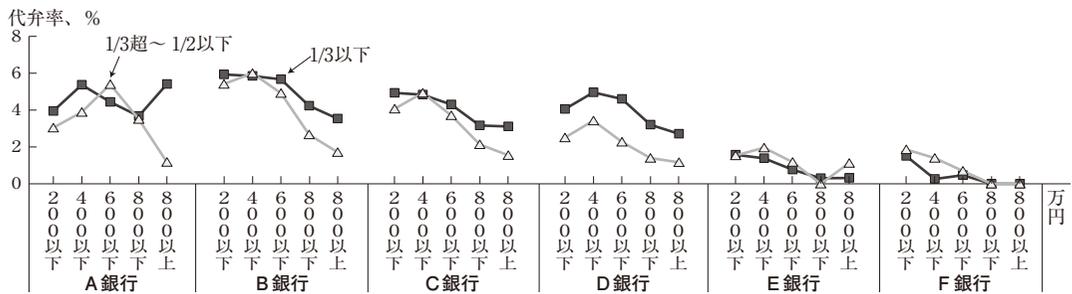
した上限枠を設定するよう検査で促したため、改善策を検討している。

さらに、融資上限枠を年収の2分の1以下とする7行について、試行的に融資額の大きさと代弁率の関係を比較した。具体的には、一定期間の新規契約を対象に、顧客を年収別に分けたいうえで、融資額が年収の3分の1超2分の1以下の顧客と年収の3分の1以下の顧客それぞれについて、契約締結から1年後における代弁率を比較した(図表3)。

その結果、A銀行からD銀行までの4行では、年収の3分の1超2分の1以下の顧客の割合が、3分の1以下の顧客よりも全体として代弁率が低く、残る2行ではほぼ同じ代弁率であった。これらの銀行では、年収の3分の1超2分の1以下の顧客は、より厳格な審査をクリアできる高い返済能力を有していることがうかがえる。ただし、実際に多重債務の発生抑制が確保されているかといった観点から、引き続き代弁率の推移等について注視が必要である。

〔図表3〕

債務比率別の年収と代弁率の状況



(注) 他行等からの借入額を含め年収の2分の1以下とする7行のうち、比較可能なデータを有する6行を掲載。

他方、融資上限枠を年収の2分の1以下とする7行のうち1行は、一部において、年収の3分の1超2分の1以下の顧客のほうが、3分の1以下の顧客よりも代弁率が高くなっていることから、審査基準や融資上限枠の適切性を検証し、審査基準の厳格化などの対応を検討している。

各銀行においては、商品別、年収別、年収債務比率別などの代弁率の状況を一定頻度で検証するなどにより、融資上限枠の設定等、融資基準の適切性を自ら定期的に見直すことが重要である。

**(3)融資実行後の定期的な顧客の状況変化の把握(途上管理)**

過剰な貸付を抑制する観点から、融資実行後の顧客の属性(職業、収入、家族構成、住居費等)を定期的に確認することが重要である。

申し合わせ前は12行中8行が銀行自らによる年収証明書の定期的な取得や信用情報照会を行っておらず、保証会社による定期的な信用情報照会結果に基づき管理が基本であった。申し合

わせ後に、そのうち3行が銀行から顧客に対して能動的に収入・勤務先の変動等を確認する取り組み等を行っているが、債務者の状況変化を的確に把握する観点からはさらなる取組みが必要であるため、12行すべてに対して、融資実行後の債務者の実態把握に関して改善を促した。

**(4)広告・宣伝の見直し**

申し合わせ前は12行すべてが広告・宣伝に「年収証明書不要」等の不適切な文言を用いていたが、申し合わせ後は12行すべてが不適切な文言を削除している。

また、テレビCMについても申し合わせ前は5行が特段の制限なく放映していたが、申し合わせ後は12行すべてが貸金業の自主規制ガイドライン(注)と同水準に制限している。

カードローンは、広告・宣伝による訴求効果が大きいとされることに鑑みると、各銀行においては、単に申し合わせで示された文言例のみの見直しにとどまらず、多重債務の発生抑制に真に資する注意喚起やアフィリエイト広告への実効的なパトロ

ールを含め、継続的な取組みが重要である。

**(5)支店や行員に対する業績評価体系**

12行中7行では、営業店・行員に対するカードローン業務に係る業績目標は課せられていない。また、そうした業績目標が課せられている5行に実地調査を行ったところ、営業推進部署全体にカードローン融資実行額の目標設定があるものの、①行員の人事評価に反映されていない、②業績評価の一部項目にすぎず配点も低くなっていることから、カードローンの不適切な契約を招きかねない営業姿勢や具体的な問題事例は見られなかった。

ただし、そのうち1行において、カードローンと、フリーローンやマイカーローンなどの消費者ローンを同時に販売することを奨励する取組みが見られたため、多重債務の発生抑制や利用者保護等の観点から改善を促した。

当庁が設置したカードローンホットライン等に銀行の営業姿勢を批判する情報が寄せられて

いることを踏まえ、業績評価が過度な営業につながっていないか、引き続き注視が必要である。

**残された課題について  
対応策の検討を進める**

**(1)融資実行後の定期的な顧客の状況変化の把握(途上管理)**

途上管理については、貸金業法が定めるような定期(3年ごと)の年収証明書の取得は行われていないが、12行中7行では検査での対話を踏まえ、顧客の返済状況等に応じた年収証明書の取得を検討する動きが進んでいる。また、申し合わせ前は12行中5行が顧客からの相談窓口で返済期間の猶予などに応じていたが、検査での対話を踏まえ、そのうち2行ではカードローン専用相談窓口の新設とともに金利減免など救済措置の拡充を検討する動きが進んでいる。

返済能力を上回る貸付を抑制する観点からは、貸付実施時のみならず、極度枠の増額時や契約から一定期間経過時等の適宜のタイミングにおいて、年収証明書取得や自行の取引状況の

活用などにより、顧客の状況変化を把握し、多重債務の発生抑制や利用者保護等の対応につなげていくことが重要である。また、カードローンの返済等に係る顧客からの相談を受け付ける窓口や救済措置の拡充も重要である。

### (2)カードローン以外の消費者向け貸付への対応

カードローン以外にも、「フリーローン」などの商品名で消費者向け無担保貸付に取り組んでいる銀行が見られる中、12行中3行ではカードローン以外には申し合わせを踏まえた対応を行っていないことから、フリーローンについても同様の措置を講じるよう改善を促した。

### (3)顧客の借入状況の把握に向けた課題

銀行自らが行う融資実行時の審査や途上管理、保証会社が行う保証審査においては、顧客の借入実態を的確に把握することが重要である。

申し合わせを踏まえ、各銀行では信用情報機関の情報を活用することにより、他行や貸金業者からの借入状況について相当

程度の把握が可能となっている。他方、銀行カードローンの貸付額や保証額について信用情報機関に登録される情報の精度にバラつきがある、といった課題が認められた。

これらの課題については、当庁において、関係者に対する実態把握や対応策の検討を進めている。

## 銀行に求められる今後の対応

検査実施先については、これまでの検査を通じて、多重債務の発生抑制や利用者保護等の観点を踏まえた態勢の整備に一定の改善が見られる。

当庁では、検査対象行の改善状況をフォローアップし、取組みの実効性を注視していくとともに、顧客相談窓口の拡充、信用情報機関に登録される情報の精緻化を含め、残された課題についても改善を促していく。加えて、今後、銀行カードローンを取り扱っている全先に対して検査の実施を含めたモニタリングを継続していく。

「中間とりまとめ」においては、各金融機関が、銀行カードローン業務に関する課題・問題点を見直し、業界全体の業務運営水準を引き上げるために、検査時の着眼点ごとに最低限期待する事項等を示している。

例えば、融資上限枠について、貸金業者からの借入額のみならず、銀行カードローンからの借入額を含めた総借入額を年収の2分の1以下に設定することは、①貸金業者からの借入額のみで年収の3分の1以下に規制する貸金業法上の総量規制よりも総借入額の対象範囲が広いこと、②今般の検査対象行において、年収の3分の1超2分の1以下の顧客のほうが、3分の1以下の顧客よりも全体として代弁率が低いことなどを総合的に勘案すると、現時点では一定の合理性があると考えられる。

もとより、融資上限枠については、金融機関において、過剰な貸付を防止するうえでの有効性を、商品別、年収別、年収債務比率別等の代弁率を分析すること等を通じて、定期的に検証したうえで設定すべきであり、

すべての金融機関がこうした検証を行うこともなく一律に設定すべきものではないことに留意が必要である。

各金融機関においては、「中間とりまとめ」を参考に、銀行カードローン業務に関する課題・問題点の見直しにとどまらず、ベスト・プラクティスの追求に向けた多様な創意工夫の発揮を期待したい。

(文中の意見にわたる部分は個人的見解である)

(注) 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則。同規則には、児童・青少年に配慮する時間帯(午前7時～午前9時、午後5時～午後10時)には原則として放送を行わない、各放送エリアにおける放送総量は月間100本以内(午後10時～午前0時の時間帯の放送数上限は50本)などの留意事項が定められている。

やしき としのり

89年日本銀行入行。15年7月から現職。